

◎佐賀県条例第13号

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例（平成24年佐賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る条例で定める者）</p> <p>第4条 <u>法第21条の5の15第2項第1号</u>（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（次に掲げる法人を除く。）とする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請の場合における<u>法第21条の5の15第2項第1号</u>（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>3 <u>法第24条の9第2項</u>（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する<u>法第21条の5の15第2項第1号</u>の条例で定める者は、法人（第1項各号に掲げる法人を除く。）とする。</p> <p>（情緒障害児短期治療施設に係る県基準）</p> <p>第15条 第12条第1項の規定は、県基準のうち<u>情緒障害児短期治療施設</u>に係るものについて準用する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準のうち<u>情緒障害児短期治療施設</u>に係るものは、省令で定める基準とする。</p>	<p>（指定障害児通所支援事業者等の指定等に係る条例で定める者）</p> <p>第4条 <u>法第21条の5の15第3項第1号</u>（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人（次に掲げる法人を除く。）とする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請の場合における<u>法第21条の5の15第3項第1号</u>（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次に掲げる者以外の者とする。</p> <p>（1）～（9） 略</p> <p>3 <u>法第24条の9第3項</u>（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）において準用する<u>法第21条の5の15第3項第1号</u>の条例で定める者は、法人（第1項各号に掲げる法人を除く。）とする。</p> <p>（児童心理治療施設に係る県基準）</p> <p>第15条 第12条第1項の規定は、県基準のうち<u>児童心理治療施設</u>に係るものについて準用する。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、県基準のうち<u>児童心理治療施設</u>に係るものは、省令で定める基準とする。</p>

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。